

随意契約結果(業務委託)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	「副首都・大阪」プロモーション事業業務委託	広告代行	株式会社アストラカン	8,891,300	令和5年8月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	—

随意契約理由書

1 案件名称

「副首都・大阪」プロモーション事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社アストラカン

3 随意契約理由

「副首都・大阪」の実現に向けては、大阪府市のみならず、府市一体を核に、市町村や経済界、住民と一緒に、次世代を担う若者や女性のチャレンジを後押しし、暮らしやすさ、働きやすさ、楽しさを感じることができ、国内外から選ばれるワクワクする都市を実現していく必要がある。

本業務は、市民・府民はもちろんのこと、日本全国及び海外に対し、「副首都ビジョン」の理解促進を図り、広く「副首都ビジョン」の取組を知ってもらい共感を得ることにより、「副首都・大阪」の実現に向けた機運を醸成することを目的とし、パンフレットやチラシ、動画や特設ウェブサイトの作成など様々なプロモーションツールを活用し、情報発信を行うものである。

本業務の実施にあたっては、人々の理解を深め、広く共感を得るにはどうすればできるのかという視点から、より効果的なデザインや、PR手法について、高度で専門的な知識を要することから、民間事業者の専門的な知識とノウハウを活用する必要がある。

こうしたことから、本案件は、高度で専門的な提案を求める必要があり、競争入札に適しないことから、公募型プロポーザル（企画提案方式）を採用し、最も優秀で、かつ本市にとって最も有利な提案をした者を契約の相手方として選定した。

については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、同事業者を契約の相手方とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

副首都推進局 副首都企画担当（電話番号 06-6208-8862）